

三木市地域公共交通検討協議会と三木市地域公共交通会議の統合について

1 地域公共交通検討協議会と地域公共交通会議の違いについて

項目	地域公共交通 検討協議会	地域公共交通会議
設置根拠 法令	地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律	道路運送法
議事事項	新たな公共交通網を構築 するための計画策定 に関する事	適切な乗合運送の形態 並びに運賃及び料金に 関すること
	その他新たな公共交通 網を構築するために必 要な事項	市町村運営有償運送の 必要性及び旅客から収 受する対価に関する事 項
		交通会議の運営方法そ の他交通会議が必要と 認める事項
委員構成	別紙 1 - 1 参照	

2 統合理由

それぞれの会議を構成する委員において、以前から交通事業者や行政関係の委員については、両会議で同じかたに委員を務めていただくことが多い状況である。

バス路線の見直し等により路線の新設及び休廃止等の承認を地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において行った後、1，2か月後に地域公共交通検討協議会（以下「検討協議会」という。）に対し計画に基づき行った施策として、同内容を報告することが多く、両会議で同じ委員に対しては、非効率な会議内容となっている。

こうした状況に加え、近年、国において交通に関する協議については、検討協議会における協議を重視しており、各種施策に係る補助金の交付対象事業者も同協議会となっていることから、今後の交通網を検討・協議するに当たり、

事業主体となる検討協議会において、路線の新設及び休廃止等の道路運送法に基づく議事についても協議すべきと考える。

以上のことから、交通会議の機能を検討協議会が担い、会議を一本化する。

3 今後の流れ

既に、地域公共交通会議での承認はいただいているため、本日の会議で承認いただいた時点で、地域公共交通会議は閉会とする。